

敦賀市介護予防・日常生活支援総合事業  
訪問型サービス・活動B・通所型サービス・活動B実施及び補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、敦賀市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「総合事業実施要綱」という。）第4条第1号ア（ウ）に規定する敦賀市訪問型サービス・活動B（以下「訪問型サービスB」という。）、総合事業実施要綱第4条第1号イ（ウ）に規定する敦賀市通所型サービス・活動B（以下「通所型サービスB」という。）の実施及び補助金の交付に関し、敦賀市補助金等交付規則（昭和57年敦賀市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 地域住民のボランティア団体等が主体となり、生活支援を行うことで、支援を必要とする高齢者が、地域とのつながりを保ちながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援するとともに、地域における支え合いの仕組みづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号）、総合事業実施要綱に定めるところによる。

(対象者)

第4条 訪問型サービスB及び通所型サービスBの対象者（以下「対象者」という。）は、総合事業実施要綱第5条に規定する者であって、介護予防ケアマネジメントによる介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）または介護予防支援による介護予防サービス計画書または居宅介護支援による居宅サービス計画書において訪問型サービスB及び通所型サービスBとして位置付けられた者とする。

2 前項の規定に関わらず、対象者に対するサービスの提供に支障がない場合は、対象者以外の者に対してもサービスを提供できるものとする。

(実施主体)

第5条 サービスを実施する主体（以下「実施主体」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 町内会、ボランティア団体、NPO法人またはこれに類する団体であること。
- (2) 市内に主たる活動拠点を有すること。
- (3) 通所型サービスBを実施する場合は、必要な広さを有する場所を確保できること。
- (4) 暴力団または暴力団員等の統制下にある団体でないこと。
- (5) 宗教活動または政治活動等を行う団体や営利目的の団体ではないこと。

(人員配置)

第6条 実施主体は、サービスの提供に当たって、次に掲げる者を配置しなければならない。

- (1) サービス事業の利用調整を行う者 1人以上
- (2) サービスを提供する者（以下「従事者」という。） 1人以上

(従事者の資格)

第7条 従事者は、市が実施する基準緩和サービス従事者研修（生活サポーター養成講座）を受講し修了した者またはそれに準じた説明を市から受けた者とする。

(補助対象事業)

第8条 提供するサービスの内容は、以下のとおりとし、実施主体ごとに定めるものとする。ただし、訪問型サービスBについては、別表第1に掲げる第1号サービスまたは第2号サービスの項目を1つ以上含めることとする。

(1) 訪問型サービスB

掃除、洗濯、衣類の整理、食事の準備、買い物、電球交換、ゴミ出し、ゴミ分別、草むしり、雪かき、庭の手入れ、見守り、安否確認、話し相手などの日常生活の困りごとに対するもの。

(2) 通所型サービスB

体操や運動、脳トレーニングなど介護予防に資するもの。原則週1回以上概ね1回90分以上提供することとし、第4条第1項に規定する対象者3人以上の登録があること。

(サービス内容及び利用料の説明)

第9条 実施主体は、利用者に対してサービスの提供前に、あらかじめ、対象者の確認を行うとともに、当該利用者またはその家族に対し、サービスの内容及び利用料を記載した説明書を交付し説明を行い、当該利用者またはその家族の同意を得なければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第10条 実施主体は、サービスの提供に当たり、地域包括支援センターやその他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者等との連携に努めるとともに、利用者の状況の変化等によって支援の見直しが必要と認められた場合は、当該利用者に対する介護予防ケアマネジメントを実施した地域包括支援センター等に連絡を行うものとする。

(緊急時の対応)

第11条 従事者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに家族への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理)

第12条 実施主体は、利用調整を行う者及び従事者の清潔の保持並びに健康状態の管理のための対策を講じるものとする。

(秘密保持)

第13条 実施主体は、利用調整を行う者、利用調整を行っていた者、従事者または従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第14条 実施主体は、提供したサービスに係る利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するとともに、当該苦情の内容等を記録するものとする。

(事故発生時の対応)

第15条 実施主体は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当

該利用者の家族、当該利用者の介護予防ケアマネジメントを実施した地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 実施主体は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、速やかに市長に報告するものとする。

3 実施主体は、傷害保険、賠償責任保険等に参加し、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(記録の整備)

第16条 実施主体は、サービスを提供した日時、内容、従事者等のサービス提供に関する記録、事故に関する記録、苦情に関する記録及び会計に関する記録を整備し、サービスの提供が終了した日の属する年度の末日から5年間保存するものとする。

(利用料の受領)

第17条 実施主体は、利用者に対してサービスを提供した際には、当該利用者から実施主体が定める利用料の支払いを受けることができる。

(廃止または休止の届出)

第18条 実施主体は、やむを得ない事情により、サービスを廃止または休止しようとする際は、事前に市へ連絡するとともに利用者に必要な支援が継続的に提供されるよう、関係者と連絡調整を行うものとする。

(費用の補助)

第19条 市長は、実施主体が訪問型サービスBまたは通所型サービスBのサービスを実施するに当たり、その立ち上げ及び運営に係る費用の一部を補助する。

2 補助の対象となる経費及び補助額は、別表第2に掲げるとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助の対象としない。

(1) 実施主体が行う訪問型サービスB及び通所型サービスBに対し、国または地方公共団体から補助、助成等の財政的援助及び委託を受けている場合

(2) 実施主体からその他の者に対する補助となる場合、その他公序良俗に反するなど適当でないと思われる場合

(交付申請)

第20条 前条の規定による補助を受けようとする実施主体は、敦賀市訪問型サービスB・通所型サービスB補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 通所型サービスBの場合は、会場の平面図及び周辺図

(4) 利用者及び従事者名簿

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第21条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行うものとする。

2 市長は、審査に当たっては、敦賀市生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）から意見を聴取し、参考にするものとする。

（交付決定通知）

第22条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を行ったときは、速やかに補助金の交付を申請した実施主体に対し、敦賀市訪問型サービスB・通所型サービスB補助金交付決定通知書（様式第4号）により、その旨を通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付をしない旨の決定をしたときは、速やかに補助金の交付を申請した実施主体に対し、敦賀市訪問型サービスB・通所型サービスB補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、その旨を通知するものとする。

（事業の変更等）

第23条 前条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）の内容もしくは交付決定事業に要する経費の配分を変更し、交付決定事業の全部若しくは一部を休止し、または交付決定事業を廃止するときは、速やかに敦賀市訪問型サービスB・通所型サービスB変更（休止・廃止）承認申請書（様式第6号）に、第20条各号に掲げる書類のうち内容に変更があったものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、敦賀市訪問型サービスB・通所型サービスB変更（休止・廃止）承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。

3 交付決定者は、第1項の規定による交付決定事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前1月以内に当該交付決定事業のサービスを受けていた利用者であって、当該交付決定事業の廃止または休止の日以後においても引き続き当該交付決定事業のサービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、指定介護予防支援事業者、第1号介護予防支援事業の実施者、他の実施者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

（補助金の交付等）

第24条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定額の範囲内において概算払いをすることができる。

2 交付決定者が、補助金の交付を受けようとするときは、敦賀市訪問型サービスB・通所型サービスB補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

（実績報告）

第25条 交付決定者は、補助対象となる事業が完了したときは、敦賀市訪問型サービスB・通所型サービスB補助金実績報告書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 敦賀市訪問型サービスB・通所型サービスB補助金実施内容報告書（様式第9-2号）
- (2) 収支決算書（様式第10号）
- (3) 領収書またはその写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び余剰金の返還)

第26条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認められた場合は、交付すべき額を確定し、敦賀市訪問型サービスB・通所型サービスB補助金額確定(返還)通知書(様式第11号)により、当該実施主体に通知するものとする。

2 補助事業者は、余剰が生じたときは、指定期日までに返還しなければならない。

(補助金の取消し等)

第27条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部または一部の返還を命じることができる。この場合、敦賀市訪問型サービスB・通所型サービスB補助金取消通知書(様式第12号)により、その旨を通知するものとする。

(1) 偽りや不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) この要綱に規定する実施の要件等を満たさなくなったとき。

(3) 関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第28条 市長は前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、敦賀市訪問型サービスB・通所型サービスB補助金返還通知書(様式第13号。以下「補助金返還通知書」という。)により期限を定めて当該取消部分に係る補助金の返還を命じるものとする。

(予算による制限)

第29条 この要綱に基づく補助金は、予算の範囲内において交付するものとする

(補助の期間)

第30条 この要綱に基づく補助の期間は、単一の市の会計年度とする。

(情報の公表)

第31条 交付決定者の情報については、原則として公表する。

(その他)

第32条 この要綱に定めるもののほか、サービスの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

2 市は、実施主体への費用の補助のほか、実施主体が円滑にサービスを実施することができるよう支援に努める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

<p>(1) 第1号サービス</p>	<p>「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日老計第10号厚生省老人保健福祉局福祉計画課長通知。以下「厚生省通知」という。）に規定する生活援助のうち、以下に掲げる項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居室内やトイレ、卓上等の清掃</li> <li>・ゴミ出し</li> <li>・洗濯機または手洗いによる洗濯、洗濯物の乾燥（物干し）</li> <li>・洗濯物の取り入れと収納</li> <li>・アイロンがけ</li> <li>・利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等</li> <li>・衣類の整理</li> <li>・被服の補修</li> <li>・一般的な調理</li> <li>・配下膳、後片付け</li> <li>・日用品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む）</li> <li>・薬の受け取り</li> </ul>
<p>(2) 第2号サービス</p>	<p>厚生省通知に規定する生活援助に位置付けられていない以下に掲げる項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・布団干し</li> <li>・草むしり、花木の水やり</li> <li>・犬の散歩等ペットの世話</li> <li>・窓のガラス拭き</li> <li>・家具・電気器具等の組み立て移動</li> <li>・照明器具等交換</li> <li>・資源物出し</li> <li>・不用品の処理</li> <li>・書類・郵便物等の確認、手続きの助言</li> <li>・新聞書類等の代読、パソコン操作</li> <li>・散歩・買い物・通院・集いの場等外出時の付添い</li> <li>・雪かき</li> <li>・冷暖房器具の入替え</li> <li>・見守り</li> <li>・話し相手</li> <li>・囲碁・将棋の相手</li> <li>・その他市長が必要と認めるサービス</li> </ul>

別表第2（第19条関係）

補助対象経費	補助限度額
<p>立ち上げ費用 ※</p> <p>事業立ち上げの初年度に要する以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 消耗品費</li> <li>(2) 燃料費</li> <li>(3) 印刷製本費</li> <li>(4) 光熱水費</li> <li>(5) 修繕費</li> <li>(6) 備品購入費</li> <li>(7) 役務費</li> <li>(8) 人件費（立ち上げの調整及び住民主体の多様なサービス展開のためのボランティア活動に対する謝礼金を含む）</li> <li>(9) 研修参加負担金</li> <li>(10) その他事業の立ち上げに必要と認められる経費</li> </ul>	<p>100,000円を上限とする。</p>
<p>運営経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 消耗品費</li> <li>(2) 食材料費</li> <li>(3) 燃料費</li> <li>(4) 印刷製本費</li> <li>(5) 光熱水費</li> <li>(6) 修繕費</li> <li>(7) 備品購入費</li> <li>(8) 役務費</li> <li>(9) 使用料</li> <li>(10) 報償費</li> <li>(11) 研修参加負担金</li> <li>(12) 人件費（サービス利用調整及び住民主体の多様なサービス展開のためのボランティア活動に対する謝礼金を含む）</li> <li>(13) その他事業の運営に必要と認められる経費</li> </ul> <p>※従事者への食糧費及び賄材料費は対象外とする。</p>	<p>&lt;通所型サービスB&gt;</p> <p>サービス1回につき3,000円とする。ただし、1補助団体につき、年額150,000円を上限とする。</p> <p>&lt;訪問型サービスB&gt;</p> <p>サービス1回につき800円とする。ただし、1補助団体につき、年額200,000円を上限とする。</p>

※ 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがある者は初期費用の補助を申請することはできない。

様式第1号（第20条関係）

年度 敦賀市訪問型サービスB・通所型サービスB補助金交付申請書

年 月 日

敦賀市長 殿

申請者 実施主体名  
代表者住所  
代表者名  
連絡先  
(代表者と担当者が違う場合) 担当者名  
連絡先

下記のとおり補助金の交付を申請します。

1 事業費・補助金申請額

事業費（収支予算書の支出合計額） 円	補助金申請額 円
	内訳 立ち上げ費用（初年度のみ） 円
	運営経費 円

2 補助事業の期間

開始予定年月日 年 月 日

完了予定年月日 年 月 日

3 添付書類（□にチェックを入れてください。）

事業計画書（様式第2号）

収支予算書（様式第3号）

会場の平面図及び周辺図（通所型サービスBの場合のみ）

利用者及び従事者名簿

その他必要な書類（ )



(裏)

- 事故発生時の対応として、傷害保険や賠償責任保険への加入
- 利用調整を行う者、利用調整を行った者、従事者または従事者であった者の秘密保持
- 従事者の清潔保持、健康状態の管理
- 活動を廃止または休止する際の事前の届出及び利用者への配慮

収支予算書（                      年度）

実施主体名
-------

【収入】 （単位：円）

項 目	金 額	内 訳 ・ 内 容
市補助金		
利用料		
その他（寄付金等）		
収入合計		

【支出】 （単位：円）

項 目	金 額	内 訳 ・ 内 容
< 補助対象経費 >		
小 計		
< 補助対象外経費 >		
小 計		
支出合計		

第 号  
年 月 日

様

敦賀市長



敦賀市訪問型サービスB・通所型サービスB補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度敦賀市訪問型サービスB・通所型サービスB補助金については、下記のとおり補助金を交付することに決定したので、敦賀市介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス・活動B・通所型サービス・活動B実施及び補助金交付要綱第22条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、事業計画書に記載のとおりとする。
- 2 補助金の額は 円とする。
- 3 補助対象期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(裏)

- 1 次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認または指示を受けること。
  - (1) 補助事業の内容または経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)を行うとき。
  - (2) 補助事業を中止し、または廃止するとき。
  - (3) 補助事業が予定期間内に完了しないときまたは補助事業の遂行が困難となったとき。
  
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに実績報告書に必要な書類を添えて市長に提出すること。
  - (1) 補助事業が完了したとき。
  - (2) 補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了したとき。
  
- 3 補助事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支についての証拠書類を補助事業の属する会計年度終了後5年間整理保存しておくこと。

様式第5号（第22条関係）

第 号  
年 月 日

様

敦賀市長



敦賀市訪問型サービスB・通所型サービスB補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度敦賀市訪問型サービスB・通所型サービスB補助金については、下記のとおり補助金を不交付とすることに決定したので、敦賀市介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス・活動B・通所型サービス・活動B実施及び補助金交付要綱第22条第2項の規定により通知します。

記

不交付の理由

敦賀市長 殿

申請者 実施主体名  
代表者住所  
代表者名

敦賀市訪問型サービスB・通所型サービスB変更（休止・廃止）承認申請書

敦賀市介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス・活動B・通所型サービス・活動B実施及び補助金交付要綱第23条の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 変更（休止・廃止）の理由
- 2 変更（休止・廃止）の内容
- 3 変更（休止・廃止）の時期
- 4 添付書類

第 号  
年 月 日

様

敦賀市長

敦賀市訪問型サービスB・通所型サービスB変更（休止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった敦賀市訪問型サービスB・通所型サービスB補助金の変更（休止・廃止）について承認したので、敦賀市介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス・活動B・通所型サービス・活動B実施及び補助金交付要綱第23条第2項の規定により通知します。

記

1 変更（休止・廃止）内容

2 変更（休止・廃止）理由

様式第8号（第24条関係）

敦賀市訪問型サービスB・通所型サービスB補助金交付請求書

金 円

（交付決定額 円）

敦賀市訪問型サービスB・通所型サービスB補助金を敦賀市介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス・活動B・通所型サービス・活動B実施及び補助金交付要綱第24条の規定に基づき請求します。

敦 賀 市 長 殿

年 月 日

請 求 者 実施主体

代表者名

所在地

振込先

金融機関名	銀行・信用金庫・農協	支店
預金種別	普通（総合口座を含む）	・ 当座
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

連絡先  
担当者名  
電話番号

年 月 日

敦賀市長 殿

申請者 実施主体名  
代表者住所  
代表者名

敦賀市訪問型サービスB・通所型サービスB補助金 実績報告書（ 年度）

年 月 日付け第 号により交付決定を受けた敦賀市訪問型サービスB・通所型サービスB補助金の事業が完了したので、敦賀市介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス・活動B・通所型サービス・活動B実施及び補助金交付要綱第25条の規定により、次のとおり報告します。

## 記

### 1 添付書類

- (1) 敦賀市訪問型サービスB・通所型サービスB補助金 実施内容報告書（様式第9-2号）
- (2) 収支決算書（様式第10号）
- (3) 領収書またはその写し

敦賀市訪問型サービスB・通所型サービスB補助金 実施内容報告書

年間実績

サービスの種類	訪問型サービスB・通所型サービスB
実施時期	年 月 日 ~ 年 月 日
実施場所	
年間延サービス提供回数	回
年間サービス提供者数 (実人数)	サービス提供者数 人 (うちサービス対象者数 人)
年間従事者数 (実人数)	人

月別実施状況

実施月	開催日数 実施回数	サービス提供者数		サービス対象者数		延 従事者数	サービスの内容
		実人数	延人数	実人数	延人数		
4月							
5月							
6月							
7月							
8月							
9月							
10月							
11月							
12月							
1月							
2月							
3月							

収支決算書（                      年度）

実施主体名
-------

【収入】 （単位：円）

項目	金額	内訳・内容
市補助金		
利用料		
その他（寄付金等）		
収入合計		

【支出】 （単位：円）

項目	金額	内訳・内容
<補助対象経費>		
小計		
<補助対象外経費>		
小計		
支出合計		

第 号  
年 月 日

様

敦賀市長

敦賀市訪問型サービスB・通所型サービスB補助金額確定（返還）通知書

年 月 日付け敦賀市 第 号で交付の決定をした 年度敦賀市訪問型サービスB・通所型サービスB補助金については、敦賀市介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス・活動B・通所型サービス・活動B実施及び補助金交付要綱第26条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

（なお、既に交付した補助金等については、同条の規定により次のとおり返還を命じます。）

記

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付済額  | 円 |
| 3 | 交付確定額 | 円 |
| 4 | 返還金額  | 円 |
| 5 | 返還期日  |   |

第 号  
年 月 日

様

敦賀市長

敦賀市訪問型サービスB・通所型サービスB補助金取消通知書

年 月 日付け敦賀市 第 号で交付決定をした 年度敦賀市訪問型サービスB・通所型サービスB補助金については、敦賀市介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス・活動B・通所型サービス・活動B実施及び補助金交付要綱第27条の規定により、交付決定の全部(一部)を下記のとおり取り消したので通知する。

記

- 1 取消しの理由
- 2 交付決定済額 円
- 3 取 消 額 円
- 4 取消し後の補助金の額 円

第 号  
年 月 日

様

敦賀市長



敦賀市訪問型サービスB・通所型サービスB補助金返還通知書

年 月 日付け敦賀市 第 号で交付決定をした 年度敦賀市訪問型サービスB・通所型サービスB補助金については、敦賀市介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス・活動B・通所型サービス・活動B実施及び補助金交付要綱第28条の規定により、返還を請求します。

記

- 1 返還額 円
- 2 返還期日